

【公開版】

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

第5条 火災等による損傷の防止



日本原燃株式会社

令和2年4月10日

1. 要求事項の整理(1/5)

事業許可基準規則 第5条(火災等による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p> 第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。 </p> <p> <解釈> 1 第5条については、設計基準において想定される火災又は爆発により、加工施設の安全性が損なわれないようにするため、安全機能を有する施設に対して必要な機能(火災又は爆発の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 </p> <p> 2 第1項に規定する「火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するもの」とは、以下に掲げる各号を含むものをいう。また、本項の対応に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とすること。 </p>	<p> 指針15. 火災・爆発に対する考慮 2. MOX燃料加工施設において可燃性の物質を使用する設備・機器は、火災・爆発の発生を防止するため、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えいの防止対策、混入防止対策等適切な対策が講じられる設計であるとともに、適切な熱及び化学的制限値が設けられていること。 </p> <p> 3. 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備及び消火設備が設けられているとともに、火災による影響の緩和のために適切な対策が講じられる設計であること。 </p>	<p> 追加要求事項 </p> <p> 追加要求事項 </p>

1. 要求事項の整理(2/5)

事業許可基準規則 第5条(火災等による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p><解釈></p> <p>一 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られたものであり、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じたものであること。</p> <p>二 <u>核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設備・機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とすること。</u></p>	<p>指針15. 火災・爆発に対する考慮</p> <p>1. MOX燃料加工施設の建家は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られたものであること。また、安全上重要な施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計であること。 (MOX指針 解説)</p> <p>指針15. 火災・爆発に対する考慮</p> <p>1. 「不燃性」とは、火災により延焼しない性質をいう。</p> <p>2. 「難燃性」とは、火災により著しい燃焼をせず、また、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない性質を言う。</p>	<p>変更無し</p> <p>要求事項の明確化</p>

1. 要求事項の整理(3/5)

事業許可基準規則 第5条(火災等による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p><解釈></p> <p>三 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生を防止するため、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性・爆発性の物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策等の適切な対策が講じられる設計であるとともに、適切に設定された熱的及び化学的制限値を超えることのない設計であること。</p> <p>四 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備及び消火設備が設けられているとともに、火災及び爆発による影響の緩和のために適切な対策が講じられるように設計されていること。</p>	<p>(MOX指針)</p> <p>指針15. 火災・爆発に対する考慮</p> <p>2. MOX燃料加工施設において可燃性の物質を使用する設備・機器は、火災・爆発の発生を防止するため、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えいの防止対策、混入防止対策等適切な対策が講じられる設計であるとともに、適切な熱及び化学的制限値が設けられていること。</p> <p>指針15. 火災・爆発に対する考慮</p> <p>3. 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備及び消火設備が設けられているとともに、火災による影響の緩和のために適切な対策が講じられる設計であること。</p>	<p>変更無し</p> <p>変更無し</p>

1. 要求事項の整理(4/5)

<p>事業許可基準規則 第5条(火災等による損傷の防止)</p>	<p>MOX指針</p>	<p>備考</p>
<p><解釈> 五 火災又は爆発の発生を想定しても、<u>臨界防止、閉じ込め等の機能を適切に維持できること。</u></p> <p>六 上記五の「機能を適切に維持できること」とは、火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない、十分な<u>臨界防止、閉じ込め等の機能が確保されることをいう。</u></p>	<p>(MOX指針) 指針15. 火災・爆発に対する考慮 4. 火災・爆発の発生を想定しても、閉じ込めの機能が適切に維持できる設計であること。</p> <p>(解説) 指針15. 火災・爆発に対する考慮 3. 「火災・爆発の発生を想定しても、閉じ込めの機能が適切に維持できる」とは、火災・爆発の想定時において換気設備等の一部について、その機能が損なわれることがあっても、MOX燃料加工施設全体としてみたときには、一般公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさないように、十分な閉じ込めの機能が確保されていることをいう。</p>	<p>要求事項の明確化</p> <p>追加要求事項</p>

2. MOX燃料加工施設の特徴を考慮した火災防護の考え方

MOX燃料加工施設では、プルトニウムを含むMOX粉末を取り扱うことを考慮すると臨界の発生防止と核燃料物質を限定した区域に適切に閉じ込めることが重要な施設である。

- (1) 核燃料物質は異常な高温状態にならない
- (2) 主要工程は乾式工程であり、核燃料物質は吸湿性でないため、放射線分解ガスの発生、水反射条件や減速条件の変化が起こり難い
- (3) 密封形態の核燃料物質については、形状寸法管理の維持により臨界は発生し難い
- (4) 異常な過渡変化がなく、加工工程はバッチ処理であることから、異常が発生したとしても、工程を停止することにより、施設を安定した状態に維持できる

以上のことから

- 崩壊熱による火災の発生は想定されない。
- 放射線分解等による水素ガスの爆発の発生は想定されない。
- 消火水との接触を避けることより臨界の発生は想定されない。
- 形状寸法管理を維持することで臨界は発生しない。
- 施設を安定した状態から崩さないことが重要である。

2. MOX燃料加工施設の特徴を考慮した火災防護の考え方

MOX燃料加工施設の特徴を踏まえ、閉じ込め機能の維持に着目した火災防護に係る基本的な考え方を示す。

- (1) 非密封形態については、グローブボックス等で取り扱う設計とすること、また、工程の停止により施設を安定した状態に維持することで核燃料物質を限定された区域に閉じ込めるとともに、グローブボックス等から核燃料物質が漏えいした場合においても、グローブボックス等を設置する部屋の境界を形成する範囲に閉じ込める。
- (2) 駆動力を伴う火災及び爆発に対しては発生防止、感知・消火を含む拡大防止対策を手厚く講じることで、グローブボックス等の閉じ込め機能の不全を防止する。
- (3) 消火ガス放出時のグローブボックスの閉じ込め機能維持のため、消火ガス放出中はグローブボックス排気設備の機能を維持できるようにする。

→グローブボックス等の閉じ込め機能を維持することが重要であること、火災及び爆発事象が駆動力を伴う事象であることを踏まえ、火災及び爆発を想定しても、核燃料物質を限定された区域に閉じ込めることが重要である。

2. MOX燃料加工施設の特徴を考慮した火災防護の考え方

火災防護審査基準 基本事項(抜粋)

- (1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物, 系統及び機器を火災から防護することを目的として, 以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて, 火災発生防止, 火災の感知及び消火, 火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。
- ① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し, 維持するための安全機能を有する構築物, 系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画
 - ② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物, 系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画
- (2) 火災防護対策並びに火災防護対策を実施するために必要な手順, 機器及び職員の体制を含めた火災防護計画を策定すること。

グローブボックス等の閉じ込め機能を維持することが重要であること, 火災が駆動力を伴う事象であることを踏まえ, 火災を想定しても, 核燃料物質を限定された区域に閉じ込めることが重要である。

MOX燃料加工施設の特徴を踏まえると, 火災又は爆発により公衆に対して過度の放射線被ばくが生じないように, 安全上重要な施設を対象とする。

2. MOX燃料加工施設の特徴を考慮した火災防護の考え方

・火災防護審査基準における基本事項を踏まえ、火災から防護するMOX燃料加工施設における安全上重要な施設を以下に示す。

安全上重要な施設の例

- ① グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備
- ② 貯蔵施設
- ③ ①及び②の機能維持に必要な設備

安全上重要な施設に対して火災区域及び火災区画を設定したうえで、火災の発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策については、NFPA801及び火災防護審査基準の要求を参考に設計する。

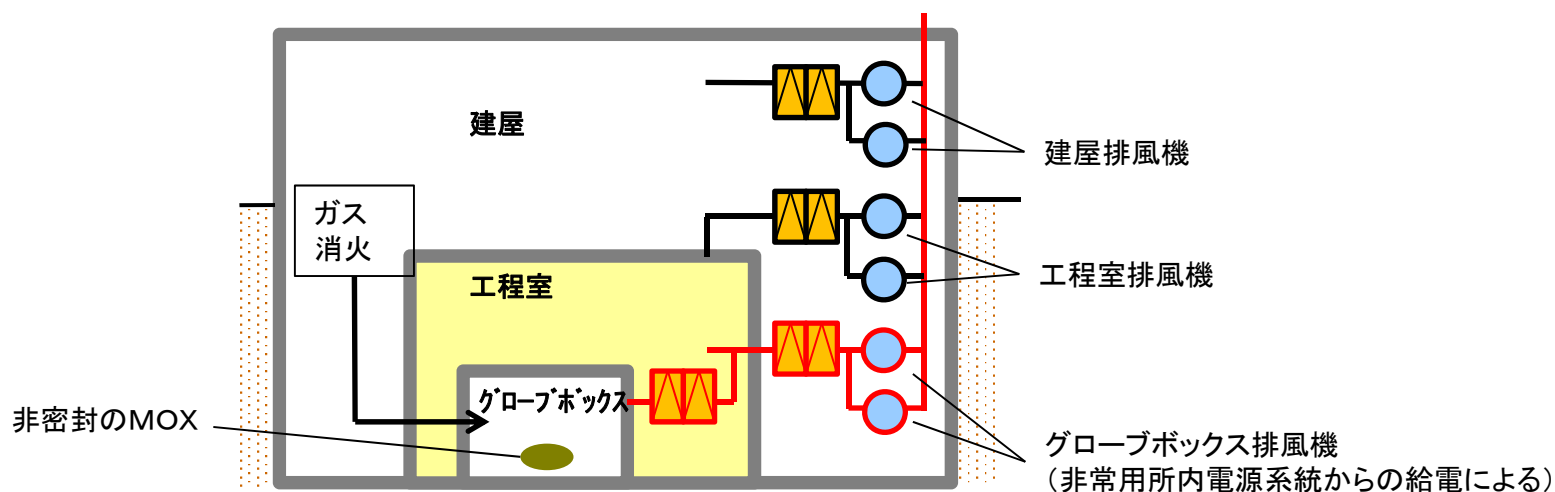
2. MOX燃料加工施設の特徴を考慮した火災防護の考え方

火災防護審査基準においては、臨界状態で高温・高圧状態の原子炉の高温停止を達成するために必要となる系統に対して系統分離を講じることとしているが、MOX燃料加工施設においては、該当するものは無い。

MOX燃料加工施設では、火災時の消火ガスによるグローブボックスの内圧が上昇することで排気経路以外からの放射性物質の漏えいを防止するために必要となる安全上重要な施設のうち、以下の設備に対し、火災防護審査基準における影響軽減対策として系統分離対策を講じるものとする。

火災防護審査基準の2. 基本事項の(1)の①に該当するもの

- ① グローブボックス排風機
- ② ①の設備の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源系統



3. 事業許可基準規則及びその解釈に対する適合方針

第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

< 解釈 >

1 第5条については、設計基準において想定される火災又は爆発により、加工施設の安全性が損なわれないようにするため、安全機能を有する施設に対して必要な機能（火災又は爆発の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減）を有することを求めている。

2 第1項に規定する「火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するもの」とは、以下に掲げる各号を含むものをいう。また、本項の対応に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とすること。

3. 事業許可基準規則及びその解釈に対する適合方針

- 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備及び消火を行う設備並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有する設計とするために、NFPA801を参考に設計を行う。
また、安全上重要な施設は、施設の重要度に応じた火災防護対策を講じる観点から火災防護審査基準の要求を参考に設計を行う。

①安全上重要な施設

MOX燃料加工施設は、臨界防止及び閉じ込め等に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講じる設計とする。

具体的には、施設の重要度に応じた防護対策を講じる観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに影響軽減のそれぞれを考慮した対策を講じる設計とする。

②火災防護対象設備

安全上重要な施設において選定する系統及び機器のうち、火災の影響を受けるおそれのある系統及び機器を火災防護対象設備として選定する。

3. 事業許可基準規則及びその解釈に対する適合方針

③火災区域及び火災区画について

安全上重要な施設を収納する燃料加工建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、安全上重要な施設の系統及び機器の配置を考慮して設定する。

火災区画は、燃料加工建屋内において設定した火災区域を、隔壁及び離隔距離等に応じて分割して設定する。

④火災防護計画

MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。

火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災防護対象設備を火災から防護するため、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに、火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。

3. 事業許可基準規則及びその解釈に対する適合方針

< 解釈 >

一 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られたものであり、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じたものであること。

(1) 燃料加工建屋は、建築基準法に基づく耐火建築物とする。

< 解釈 >

二 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設備・機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とすること。

- (1) 核燃料物質を非密封で取り扱う設備及び機器を収納するグローブボックス等のうち、万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。
- (2) 安全上重要な施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。
- (3) 中性子線の遮蔽材として遮蔽性能の高いポリエチレンを用いる場合は、不燃性材料で覆う設計とする。

3. 事業許可基準規則及びその解釈に対する適合方針

< 解釈 >

三 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生を防止するため、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性・爆発性の物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策等の適切な対策が講じられる設計であるとともに、適切に設定された熱的及び化学的制限値を超えることのない設計であること。

- (1) 水素・アルゴン混合ガスを取り扱う設備・機器は、落雷、漏電時の着火源とならないよう、適切に接地する設計とする。
- (2) 水素・アルゴン混合ガスを使用する設備・機器を設置する部屋には、水素ガスの漏えい検知器を設置する設計とする。
- (3) 水素・アルゴン混合ガスを使用する設備・機器は、漏えい及び空気混入の防止対策を講じる。

3. 事業許可基準規則及びその解釈に対する適合方針

< 解釈 >

四 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備及び消火設備が設けられているとともに、火災及び爆発による影響の緩和のために適切な対策が講じられるように設計されていること。

(1) 火災の感知

火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。

ただし、通常作業時に人の立入りが無く、可燃性物質が無い区域については、火災の発生のおそれがないことから火災感知器を設置しない。

(2) 火災の消火

核燃料物質を非密封で取り扱うグローブボックスを設置する室及び危険物を取り扱う非常用発電機等の水による消火が困難な区域については、固定式ガス消火装置を設置する設計とする。

また、屋内消火栓は消防法施行令に基づき設置する。

3. 事業許可基準規則及びその解釈に対する適合方針

< 解釈 >

五 火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止、閉じ込め等の機能を適切に維持できること。

六 上記五の「機能を適切に維持できること」とは、火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない、十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保されることをいう。

(1) 火災又は爆発の発生により臨界防止、閉じ込め等の機能を適切に維持できる設計とする。

また、火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、安全上重要な施設の安全機能を確保することにより、MOX燃料加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない設計とする。

3. 事業許可基準規則及びその解釈に対する適合方針

2 消火設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。

<解釈>

3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の機能を損なわないもの(消火設備の誤動作によって核燃料物質が浸水したとしても、当該施設の臨界防止機能を損なわないこと等。)であること。

- (1) 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対しては、消火活動により臨界が発生しないよう、ガス系の消火剤を使用する設計とする。また、グローブボックス内又は外への消火剤放出により、グローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。
- (2) 安全上重要な施設を設置する火災区域に対しては、電気絶縁性を有するガス系の消火剤を使用する設計とする。
- (3) 安全上重要な施設のうち、非常用発電機は、二酸化炭素消火装置の破損、誤作動又は誤操作により流出する二酸化炭素の影響で、運転中の非常用発電機が給気不足を引き起こさないように外気から給気を行う設計とする。

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 1 火災及び爆発の発生防止に係る設計方針



(1) 発火性物質及び引火性物質への考慮

MOX燃料加工施設の火災発生防止については、少量の有機溶媒等可燃性物質を使用する設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災発生防止対策を講じるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、並びに電気系統の過電流による加熱及び損傷の防止対策等を講じる設計とする。

また、上記に加え発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災発生防止対策を講じるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。

【1.2.1.1(2)①】

- 焼結炉等で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度9.0vol%未満で使用するとともに万一の漏えいに備えて、水素漏えい検知器を設置し、中央監視室に警報を発する設計とする。
- 溶接構造又はシール構造により漏えい防止を講じる設計とする。
- オイルパン又は堰を設置し、拡大防止を図る。
- 発火性物質、引火性物質の滞留防止及び水素を内包する設備の火災、爆発の発生を防止するため機械換気を行う設計とする。
- 水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器、静電気を発生するおそれのある機器は接地する。

【2.1.1.2.2(1)①, ②, ③, ④, (4)】

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 1 火災及び爆発の発生防止に係る設計方針



(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用

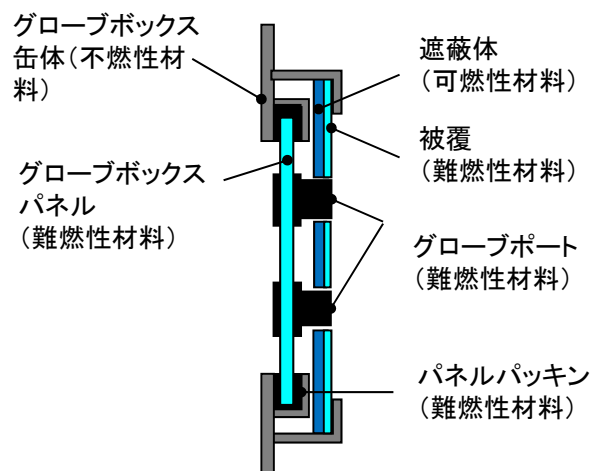
MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料を使用する設計とする。

グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備、ケーブル、換気設備のフィルタ、保温材及び建屋内装材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。

【1.2.1.1(2)②】

- 安全上重要な施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物は金属材料又はコンクリートを使用する。

【2.1.1.2.3(1)】



グローブボックス内 ←→ グローブボックス外
グローブボックスの構造概要

- (1) 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設備・機器の主要な構造材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。
- (2) 閉じ込め部材であるグローブボックスのパネルには、難燃性材料を使用する設計とする。
- (3) 中性子線の遮蔽材として遮蔽性能の高いポリエチレンを用いる場合は、不燃性材料で覆う設計とする。
- (4) ガンマ線の遮蔽材として遮蔽性能及び視認性から含鉛メタクリル樹脂を用いる場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 2 火災の感知及び消火に係る設計方針



(1) 火災の感知を行う設備

火災感知のために使用する火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定する。火災防護対象設備を設置する室及びグローブボックス内に対して、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。火災感知を行う設備において、外部電源喪失時においても火災の早期感知が可能なように電源確保を行い、中央監視室で常時監視できる設計とする。

【1.2.1.1(3)①】

- 火災感知器は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定する。
- 火災感知器は、原則、煙感知器及び熱感知器を組み合わせて設置し、急激な温度や煙の濃度の上昇を把握することができるアナログ式とする。ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器は、非アナログ式とする。
- グローブボックス内の火災感知器については、粉末粒子による誤作動が考えられることから、固有の信号を発する異なる種類の熱感知器を組み合わせて設置する。
- 通常運転時に人の立入りが無く、可燃性物質を設置しない室には火災感知器を設置しない。(ダクトスペース、配管スペース)

【2.1.1.3.1(1)】

4. 第5条要求事項に対する方針

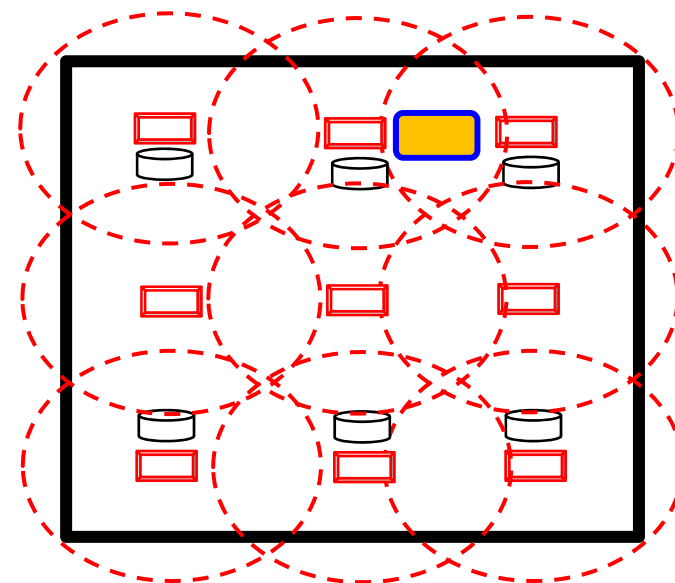
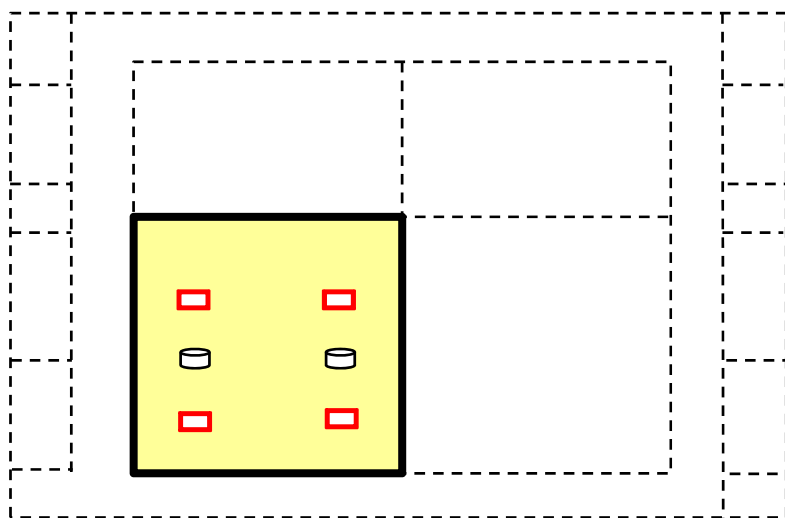
4. 2 火災の感知及び消火に係る設計方針



① グローブボックス外火災の感知

MOX燃料加工施設は、グローブボックス外で発生した火災を感知するため、消防法に基づき自動火災報知設備の火災感知器を設置する。

さらに、火災防護対象設備を設置する火災区域に設置する火災感知器は、多様性を有する設計とする。



凡例



火災防護対象設備を設置する火災区域



熱感知器



煙感知器(消防法)



火災防護対象設備



熱感知器の警戒範囲

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 2 火災の感知及び消火に係る設計方針



② グローブボックス内火災の感知

グローブボックス内で発生した火災を早期に感知できるよう、施設の安全機能の重要度に応じてグローブボックス温度監視装置又はグローブボックス負圧・温度監視設備を設置する。

グローブボックス内には、温度異常(60°C以上)を感知する温度測定検出器及び温度上昇異常(15°C/min以上)を感知する温度上昇検出器の2種類を組み合わせて設置する。

【2.1.1.3.1 (2)】

- 安全上重要な施設のグローブボックス内においては、火災区域内で連結するグローブボックス群を1つの単位として温度測定検出器と温度上昇検出器を組み合わせて3個以上となるように配置する。
- 温度測定検出器は、グローブボックスの排気口付近に設置することで、排気される熱を感知できる設計とする。
- 安全上重要な施設のグローブボックス内において、潤滑油を有する機器がある場合は、特に火災源として対処すべきものとして、早期の火災感知の観点から、当該機器の近傍に温度測定検出器を設置する設計とする。
- 温度上昇検出器は、グローブボックス天板に取り付け、火災発生により上部に溜まる熱を感知できる設計とする。

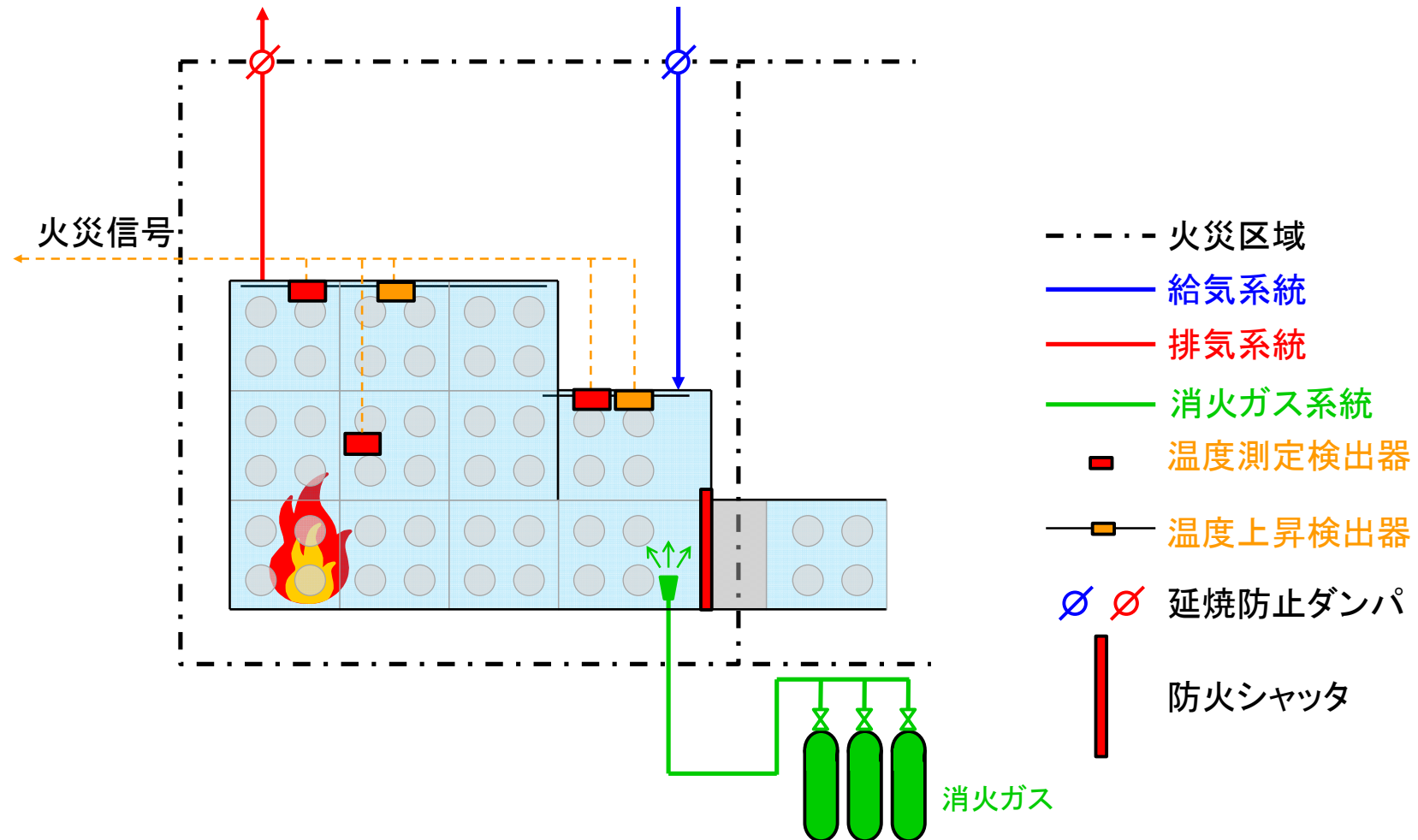
【補足説明1-4 添付資料4】

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 2 火災の感知及び消火に係る設計方針



グローブボックス内の火災感知器の設置例



4. 第5条要求事項に対する方針

4. 2 火災の感知及び消火に係る設計方針



(2) 消火を行う設備

安全上重要な施設を設置する火災区域又は火災区画では、消火の対象となる施設の特徴や重要度に応じて、消火を行う設備の種類を選定して消火を行う設計とする。廊下等の核燃料物質を取り扱わない室には、屋内消火栓により水消火を行う設計とする。

工程室等の核燃料物質を取り扱う室には、固定式のガスにより消火を行う設計とする。また、火災防護設備の消火剤はガスを用いる設計とする。

グローブボックス内では核燃料物質を取り扱うことを考慮し、固定式のガスにより消火を行う設計とする。

【1.2.1.1(3)②】

- MOX燃料加工施設は、屋内消火栓、窒素消火装置及びグローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、安全上重要な施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。
- 消火剤に電気絶縁性を有するガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が安全上重要な施設に悪影響を及ぼさない設計とする。
- 煙の二次的影響が安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 2 火災の感知及び消火に係る設計方針



(2) 消火を行う設備(続き)

- 非常用発電機が設置される火災区域の消火は、非常用発電機は外気を直接給気することで、万一の火災時に二酸化炭素消火装置より二酸化炭素が放出されても、窒息することにより非常用発電機の機能を喪失することが無い設計とする。
- 火災区域及び火災区画に設置する消火器については、延床面積又は床面積から算出される必要量の消火剤以上の数量を配備する設計とする。
- 火災区域のうち多量の可燃物を取り扱う室、電気ケーブルが密集する電気品室のような消火困難区域及び中央監視室のフリーアクセスフロア内は、固定式のガスによる消火装置を設置することにより、消火を可能とする。

【2.1.1.3.2(1), (2), (7)】

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 3 火災及び爆発の影響軽減に係る設計方針



(1) 火災及び爆発の影響軽減

① 火災の影響軽減

火災の影響軽減については、安全上重要な施設を設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響を軽減するため、以下の対策を講じる設計とする。

- 臨界防止機能における形状寸法管理にかかる設備・機器は、不燃性材料で構成することにより、火災が発生した場合においても安全機能を維持する設計とする。
- 火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域と分離する。
- 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時にはグローブボックス排気設備を用いて、排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から核燃料物質の放出を防止する。さらに、消火ガス放出後にはグローブボックス排風機を停止することにより、核燃料物質の放出を低減する設計とする。

【1.2.1.1(4)】

4. 第5条要求事項に対する方針

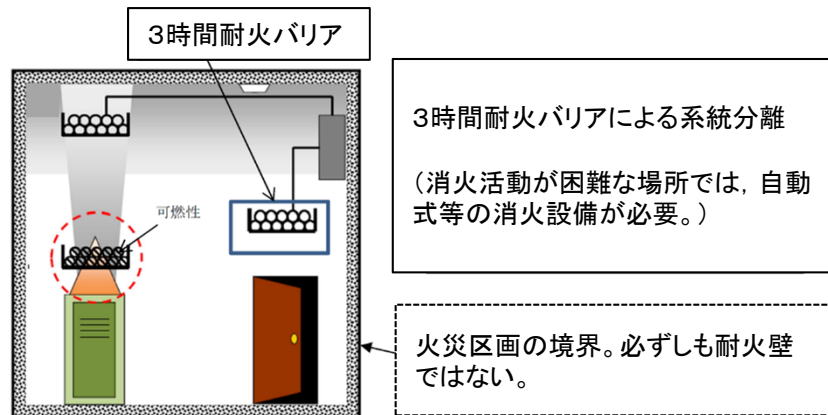
4. 3 火災及び爆発の影響軽減に係る設計方針

(1) 火災及び爆発の影響軽減(続き)

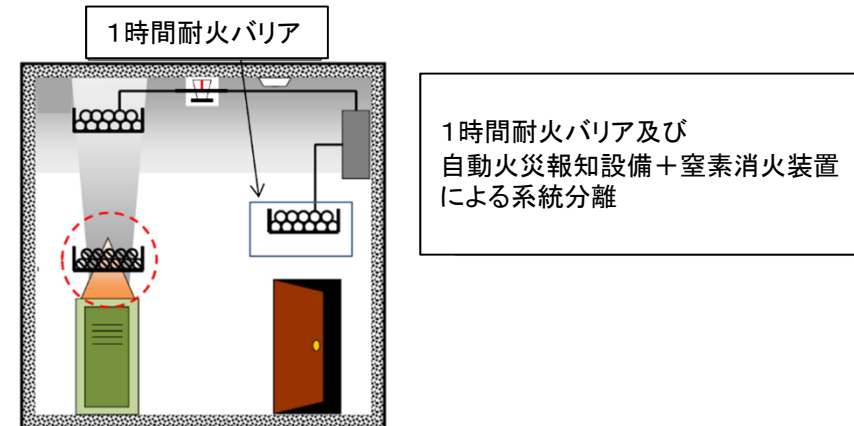
- グローブボックスの閉じ込め機能を維持する必要があるグローブボックス排風機は、互いに相違する系列間の水平距離6m以上の離隔距離により分離し、かつ、火災感知を行う設備及び自動消火を行う設備を設置する設計とする。
- グローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源系統については、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計とする又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知を行う設備及び自動消火を行う設備を設置する設計とする。
- 中央監視室の床下フリーアクセスフロアに関しては、3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計、又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知を行う設備及び自動消火を行う設備を設置する設計とする。
- 火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤に関しては、不燃性筐体による系統別の分離対策を講じるとともに、高感度煙感知器を設置する設計とし、煙を検出した場合、運転員は、制御盤周辺の運転員の活動ルート上に設置している消火器を用いて早期消火を行う。

4. 第5条要求事項に対する方針

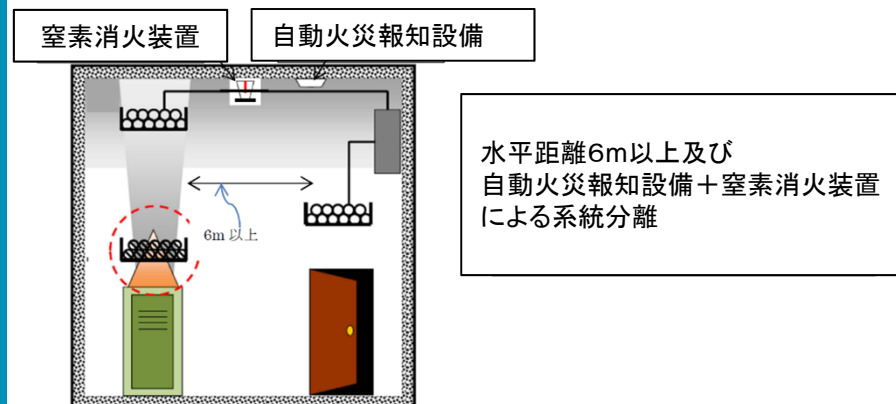
4. 3 火災及び爆発の影響軽減に係る設計方針



① 3時間以上の耐火能力を有する隔壁で分離



③ 互いに相違する系列間を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、火災防護設備の自動火災報知設備及び火災防護設備の窒素消火装置を設置して分離



② 互いに相違する系列間の水平距離を6m以上確保し、火災防護設備の自動火災報知設備及び火災防護設備の窒素消火装置を設置して分離

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 3 火災及び爆発の影響軽減に係る設計方針



(1) 火災及び爆発の影響軽減(続き)

② 爆発の影響軽減

- 焼結炉等は, 受け入れた水素・アルゴン混合ガスに空気が混入し, 爆発が発生した場合の爆発圧力によって, 炉殻が損傷しない設計とすることで, 閉じ込め機能を維持できる設計とする。
- 万一爆発が発生した場合に備え, 焼結炉等の炉内の圧力異常を検知できる圧力検知器を設置し, 当該検知器の検知に連動して, 焼結炉等を設置する室の境界を構成するダクトに設置するダンパを閉止するとともに, 送排風機を手動停止することで, 爆発発生後に核燃料物質が燃料加工建屋外に放出することを防止する。

【1.2.1.1(4)】

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 3 火災及び爆発の影響軽減に係る設計方針



(2) 火災ハザード解析

MOX燃料加工施設の特徴を踏まえ、各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考に、MOX燃料加工施設における火災が発生した場合においても安全機能を損なわないことを確認する。

なお、内部火災影響評価ガイドは、多重化された安全保護系および原子炉停止系の系統が同時に機能を失わないことを確認するための手法であるが、MOX燃料加工施設では、設備の特徴を考慮し、次項①②のとおり評価を行う。

4. 第5条要求事項に対する方針

4. 3 火災及び爆発の影響軽減に係る設計方針



(2) 火災ハザード解析(続き)

① 多重化する安全上重要な施設(「2.3 火災の影響軽減」に基づき系統分離を行うグローブボックス排風機及び非常用発電機)

「2.3 火災の影響軽減」に基づく火災防護対策の実施状況を確認し、火災区域(区画)の系統分離等の火災防護対策を考慮することで、当該設備の安全機能に影響がないことを確認する。

② 多重化する安全上重要な施設(①を除く設備(工程室排風機等))及び多重化しない安全上重要な施設(グローブボックス等の単一の機器)

最も過酷な単一の火災を想定し、火災力学ツール(FDTs)を用いた評価を実施する。

a. 多重化する安全上重要な施設においては、両系統が想定する単一の火災により同時に機能を喪失しないことを確認する。

b. 多重化しない安全上重要な施設においては、当該機器が想定する単一の火災により機能を喪失しないことを確認する。